

原子力損害賠償に係る中間指針等の見直しを早急に行うよう求める意見書

最高裁判所は、東京電力福島第一原子力発電所事故で避難した住民等が損害賠償を求めた集団訴訟に関し、本年3月2日に3件、同月7日にも3件について、東京電力による上告及び上告受理申立てを退ける決定をした。

東京電力は、原子力損害賠償紛争審査会が定めた「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」及びその追補（以下、「中間指針等」という。）に基づいて被害者への賠償を行っているが、全国各地で提起されている約30件の福島第一原子力発電所事故に関する損害賠償請求の集団訴訟においては、中間指針等の定める水準を超える内容の損害賠償が認められるかが主な争点となっている。

福島（3件、うち1件はいわき支部）、前橋、千葉、東京の各地方裁判所に提訴された6件の集団訴訟について、各控訴審判決が確定することとなった。これらは、東京電力に対する請求に関する判断として全国的な先駆けとなるものである。いずれも全体として中間指針等の水準を上回る内容の損害賠償を認めるものであったことは、中間指針等の見直しを行い、福島第一原子力発電所事故の被害者の被害回復に向けた取組を一層進めていかなければならないということを示している。

よって、国においては、東京電力による福島第一原子力発電所事故の被害者への十分な損害賠償が早期に実現されるよう、中間指針等の見直しを速やかに行うよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月20日

福島県伊達郡桑折町議会

（提出先）

内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣
文部科学大臣
復興大臣